

大阪府庁業務継続計画

地震災害編

改訂案

平成27年2月

大阪府

はじめに

1. 本計画の目的

大阪府庁業務継続計画（以下「本計画」という。）は、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえるとともに、人・モノ・金を果敢なく投入し、大規模災害時においても大阪府災害等応急対策実施要領に基づく避難・人命救助・被災者支援（いわゆる 72 時間活動）に続いて、府民生活、事業活動に不可欠な府庁の業務を可及的速やかに、かつあらかじめ定めた計画に沿って再開・継続させることを目的とする。

2. 策定までの経過

(1)第 1 版の策定

平成 19 年 3 月に大阪府が取りまとめた「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」において、上町断層帯地震 A が発生した場合は大阪府域に甚大な被害が発生するとともに、大手前周辺でも府庁の業務継続性の確保に支障を来すほどの被害が発生することが想定された。

そこで、大阪府では府庁の業務継続を図るため、平成 21 年 6 月、上町断層帯地震 A を対象事象とした「大阪府庁業務継続計画 地震災害編（第 1 版）」（以下「現計画」という。）を策定した。

(2)第 1 版補訂のとりまとめ

その後、国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年から 25 年にかけて、南海トラフ巨大地震に関し、建物被害や人的被害等の新たな被害想定がなされた。

大阪府においても、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、大阪府域の詳細な被害想定を行い、平成 25 年 8 月に津波浸水想定等、同年 10 月に人的被害・建物被害、平成 26 年 1 月にライフライン等施設被害及び経済被害等を公表した。

咲洲庁舎への参集が困難となるなど、南海トラフ巨大地震の際に府庁の業務継続性の確保に支障を来す可能性があることから、現計画の抜本的改訂を行うまでの暫定的な対応として、平成 26 年 3 月、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定やその時点における業務資源（組織人員、庁舎等）を可能な範囲で考慮に入れた「大阪府庁業務継続計画 地震災害編（第 1 版）の補訂について」（以下「第 1 版補訂」という。）をとりまとめた。

(3)抜本的改訂

第 1 版補訂では、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を踏まえた検討を行ったものの、新たな被害想定を踏まえた災害応急対策業務などの非常時優先業務の選定や必要な職員数の算定、参集不能・遅延を考慮した参集可能人員の算定など、業務資源の確保に関する見直しは暫定的な対応に留まっていた。

そこで、これらに関し、改めて抜本的な見直しを実施し、南海トラフ巨大地震も新たな対象事象に加え、最新の業務資源（組織人員・庁舎等）に基づき、発生後 72 時間以降の対応も含めた本計画を平成 27 年〇月、現計画の改訂版として策定した。

目次

第1章	大阪府庁業務継続計画の基本的な考え方	1
第1節	計画の意義	1
第2節	基本方針	2
第3節	適用範囲	3
第4節	効果	3
第5節	計画の運用体制	4
第2章	計画の前提となる被害想定	6
第1節	想定地震及び発災時刻	6
第2節	被害想定	7
第3章	非常時優先業務の選定	11
第4章	業務継続のための業務資源・環境の確保	14
第1節	職員確保	15
第2節	電力	19
第3節	庁舎（代替執務スペースの確保）	20
第4節	情報通信設備	23
第5節	執務環境	25
第6節	ロジスティックス	27
第5章	業務資源確保等のための平常時からの対策	30
第1節	職員の意識向上	30
第2節	職員確保	31
第3節	庁舎（執務室）	31
第4節	情報通信設備	31
第5節	執務環境	32
第6節	ロジスティックス	33
第6章	業務継続体制の向上	34

第1章 大阪府庁業務継続計画の基本的な考え方

第1節 計画の意義

第1 業務継続計画とは

大規模地震が発生した場合、府の行政機能も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことは困難である。また、府の業務が中断した場合には、府民生活や社会経済活動に重大な影響が生じる。

地震災害に関する業務継続計画（**Business Continuity Plan**：以下「**BCP**」という）とは、そうした業務中断による影響を防ぐため、地震災害時の「非常時優先業務」（「災害応急対策業務」（発災後直ちに行政組織として機能させるための「初動事務」を含む。以下同じ。）及び府民生活に不可欠な「優先度の高い通常業務」（通常業務のうち中断できない、または中断しても早期復旧を必要とする業務。））を事前に決めておき、利用できる資源（人、物、情報、ライフライン等）が制約を受ける状況において、資源確保に努め、限られた資源を非常時優先業務に効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るとともに、それに備えた事前対策について定める計画である。

第2 BCP と地域防災計画等との関係

「大阪府地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、大阪府防災会議（会長：知事）が策定しており、自然災害等に対して、府・市町村・警察・消防・自衛隊・ライフライン関係機関等の防災関係機関が連携して実施すべき、①災害予防対策、②災害応急対策、③災害復旧・復興対策を定めている。さらに、②の災害応急対策のうち府が実施するものについては、「大阪府災害等応急対策実施要領」で具体的な業務が定められている。

一方、**BCP** は、地震災害時に利用できる資源が制約を受ける状況において、「災害応急対策」に加え、「優先度の高い通常業務」の継続とその他の通常業務の早期復旧を図るための計画である。大規模地震発生時には府の行政機能も被災する可能性があり、地域防災計画等は **BCP** を策定することにより、その実効性が補完される。なお、これら地域防災計画と **BCP** の関係を図 - 1 に示す。

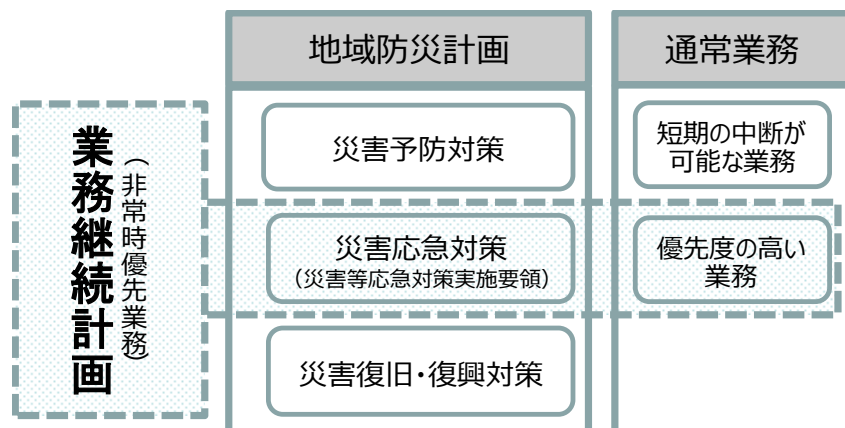


図- 1 BCP と地域防災計画等との関係

(出典：『地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版 【解説】』(平成22年4月、内閣府(防災担当))に一部加筆)

第2節 基本方針

大阪府は、大規模災害時においても府民の生命・財産・経済活動等を守ることが重要な任務であり、その機能を継続するため、下記の方針に基づいて業務継続を図る。

1. 災害応急対策業務の万全な実施

大規模災害での被害を最小限に止めるために、大阪府地域防災計画等に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

2. 優先度の高い通常業務の継続・早期再開

被災時にも中断が許されない通常業務の継続、早期再開に努める。

上記方針を達成するため、

3. 業務継続に必要な資源を確保する

災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の業務継続を図るために、早期参集等による必要な職員の確保及び庁舎・電力・情報通信設備その他の業務資源の確保に努め、府職員が被災後も業務に従事できるための体制を整える。

第3節 適用範囲

本計画の適用範囲（対象組織）は、府庁本庁とする。

なお、府庁本庁の業務を継続するには、出先機関や市町村等の業務継続性の確保も必要となる。このため、本計画の改訂を踏まえて、出先機関を含む部局版 BCP の改訂を図っていく。また、市町村の BCP についても、策定に関して働きかけを行っていく。

第4節 効果

本計画の実践により、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得ることがきる（図-2）。

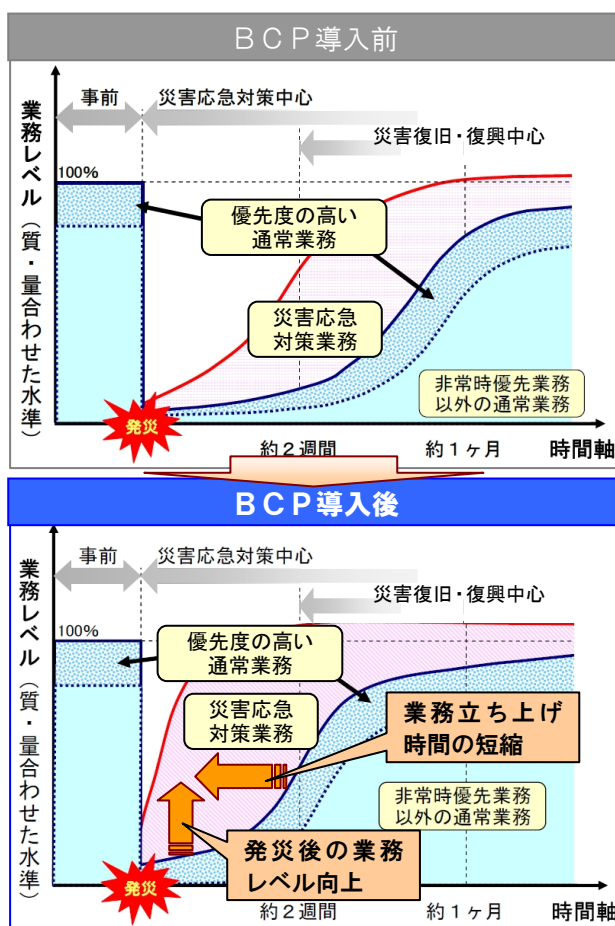


図-2 BCPの実践による効果

（出典：『中央省庁業務継続ガイドライン 第1版』（平成19年6月、内閣府 防災担当）に一部加筆）

第5節 計画の運用体制

第1 平常時の体制

平常時には、本計画に基づき、業務資源の確保対策や職員等に対する研修・訓練等の実施、それらの結果を踏まえた本計画の点検・是正を行うことで、府の業務継続体制を強化していく必要がある。この取組みにおいては、府庁内部での情報共有、各種調整及び共通課題への対応等を検討することが必要となるため、平常時は以下の体制により本計画を運用していく。

1 大阪府防災・危機管理対策推進本部

本計画の策定・運用にあたっては、知事・副知事・各部長をメンバーとする「大阪府防災・危機管理対策推進本部（大阪府地域防災計画で位置づけた組織）」において、全庁的な方針や計画そのものの決定等を行う。

また、本部会議での検討を円滑に進めるため、同本部幹事会において、本計画の策定や運用に係る府庁内での情報共有や各種調整等を行う。

2 庁内 WG 会議

本計画の策定や見直しの実務的な検討を行う組織として、危機管理室、人事課、庁舎管理課、庁舎周辺整備課、IT 推進課等の非常時優先業務で必要となる主な業務資源の確保を担当する室課をメンバーとする「大阪府庁 BCP 検討 WG」を必要に応じて設置する。同 WG は危機管理室を事務局とし、外部の専門家等をメンバーに加えることができるものとする。

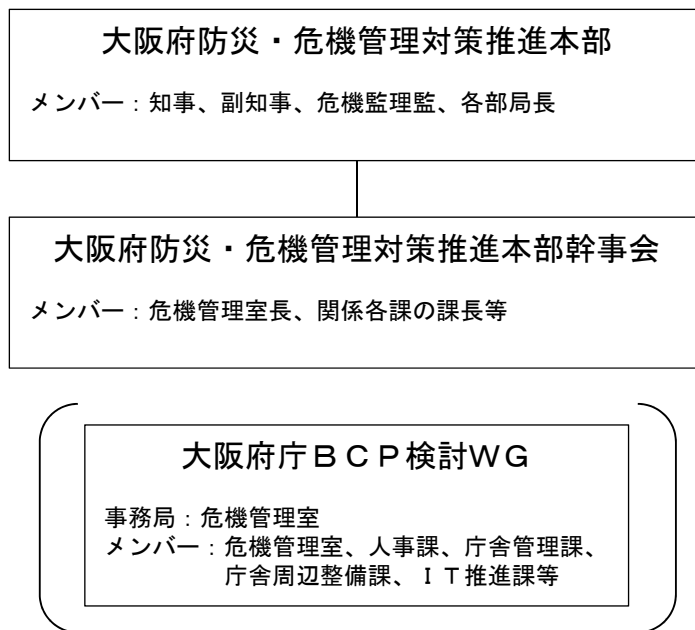


図- 3 平常時の運用体制

第2 地震災害時の体制

地震災害時には、「大阪府地域防災計画」及び「大阪府災害等応急対策実施要領」で定められた体制により、非常時優先業務の継続と早期復旧を図る。

なお、本計画で想定する「上町断層帯地震 A」及び「南海トラフ巨大地震」では、府内の想定震度は震度 6 弱以上であり、この場合、府は「大阪府災害対策本部」を設置するとともに、非常 3 号配備が自動的に発令されたものとして、各出先機関を含む全職員を動員し、府の全力をあげて災害応急対策等を実施する。

表- 1 大阪府災害対策本部の設置基準及び構成員

事項	内容	
設置基準	ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により大規模な災害が発生したと判断したとき イ 府域において、震度6弱以上を観測したとき ウ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき エ 府域において、特別警報（大津波警報を含む）が発表されたとき オ その他知事が必要と認めたとき	
構成員	本部長	知事
	副本部長	副知事（3名）、危機管理監
	本部員	政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

（出典：「大阪府地域防災計画 基本対策 平成 26 年修正」（大阪府防災会議））

表- 2 府の動員配備体制

配備区分	動員配備体制
非常 3 号配備	【配備時期】 ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき イ 府域において震度6弱以上を観測したとき（自動配備） ウ 府域に特別警報が発表されたとき エ その他必要により知事が当該配備を指令するとき
	【配備体制】 府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制
	【配備職員数】 各出先機関を含む全職員

（出典：「大阪府地域防災計画 基本対策 平成 26 年修正」（大阪府防災会議）、「大阪府災害等応急対策実施要領」）

第2章 計画の前提となる被害想定

第1節 想定地震及び発災時刻

1 想定地震

本計画では、府庁本庁における業務継続に重大な支障を及ぼすことが想定される地震として、次の2地震を想定する。

表- 3 想定地震

想定地震	府庁本庁の業務継続に与える影響
上町断層帯地震 A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震源が大手前庁舎のほぼ直下に位置し、府庁本庁における業務継続に重大な支障を与えると考えられる。 ○ 府域の広範囲で震度6弱～震度7の揺れが想定され、人的被害、物的被害、経済被害が最大規模となると想定されていることから、災害応急対策業務への負荷が最大規模となると考えられる。
南海トラフ巨大地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震であり、沿岸地域では広範囲で津波浸水被害が発生し、大阪府に（大）津波警報が発表されている間は、咲洲庁舎への職員の参集が困難と想定されるなど、府庁本庁における業務継続に重大な支障を与えると考えられる。 ○ 府域の広範囲で震度6弱の揺れが想定されることに加え、府域の広範囲で津波浸水が想定され、早期避難率が低い場合には、上町断層帯地震 A を上回る人的被害が想定されている。

なお、上記以外の地震については、本計画に準拠して対応するものとする。

2 発災時刻

地震災害時に業務継続を図るためには、業務遂行に必要な資源の確保が重要となる。特に職員の確保が重要であり、職員が職場にいる執務時間内に発災する場合と、職員が退庁している執務時間外に発災し参集する場合には、人的資源の確保状況が大きく異なると考えられる。このため、発災時期としては、執務時間内と執務時間外（夜間・休日）の2ケースを想定する。

第2節 被害想定

第1 上町断層帯地震 A

府全体では、最大で震度7、死者が約12,700人、全壊建物が約36万棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生する。大手前庁舎周辺では震度6強～震度7、咲洲庁舎周辺では震度6弱の揺れが想定されている。（「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月 大阪府）より）

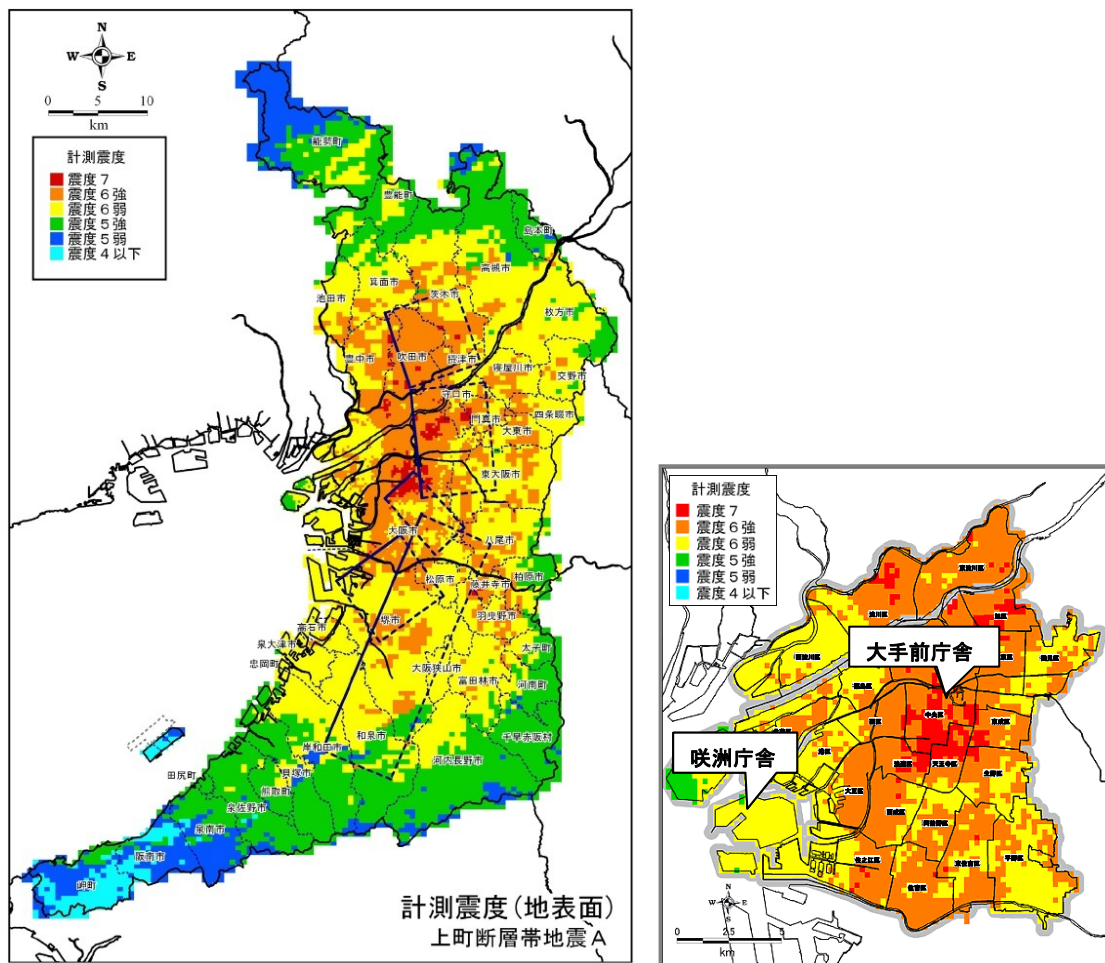


図- 4 震度分布（上町断層帯地震 A）

出典：（左）「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月、大阪府）
（右）「上町断層系の活動による地震（上町断層帯地震）の想定震度分布」（大阪市、<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011946.html>）

表- 4 災害概要（上町断層帯地震A）

事項	災害概要		
	原因	死者数	負傷者数
人的被害	建物倒壊（早朝）	約 10,800 人	約 125,000 人
	火災延焼（夕刻）	約 1,000 人	約 5,200 人
	家具転倒（早朝）	約 200 人	約 5,600 人
	道路被害 （朝ラッシュ時）	約 80 人	約 2,300 人
	鉄道被害 （朝ラッシュ時）	約 900 人	約 16,400 人
	計 （ピーク時、超過確率 1%風速 ^{※1} ）	約 12,700 人	約 149,000 人
避難者	罹災者数：約 266 万人、避難所生活者数 約 81 万人		
建物被害	全壊：約 36 万棟、半壊 約 33 万棟 焼失：約 4 万棟（超過確率 1%風速、冬季 18 時頃）		
ライフライン被害	電力：停電軒数約 200 万軒、停電率約 45%、復旧期間約 1 週間 ガス：供給停止戸数約 293 万戸、復旧期間約 2～3 ヶ月 固定電話：使用不能加入者数約 91 万、復旧期間約 2 週間、輻輳回復約 5 日 携帯電話：影響顧客数約 12 万人程度 水道：影響人口約 545 万人、断水率 61%、復旧日数 41 日		
交通被害（道路）	橋脚被害：長期約 10 箇所 ^{※2} 、短期約 200 箇所、部分約 3,800 箇所 ^{※3}		
帰宅困難者	帰宅困難者数：約 142 万人、徒歩帰宅者数：約 293 万人		
災害廃棄物	約 4,000 万トン		

※1：1年のうち3日程度はありうる風速

※2：橋脚の倒壊等

※3：当面の通行は可能

出典：「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成 19 年 3 月、大阪府）

第2 南海トラフ巨大地震

府全体では、最大で震度6強、死者が**133,891**人（津波からの避難が遅い場合）、全壊・全焼建物が**179,153**棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生する。大手前庁舎周辺及び咲洲庁舎周辺では震度6弱の揺れが想定されており、津波浸水については大手前庁舎、咲洲庁舎ともに浸水域に含まれていないが、咲洲庁舎のアクセスルートとなる沿岸部が広範囲にわたり浸水すると想定されている。

（大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料（平成25年8月、平成25年10月、平成26年1月より）

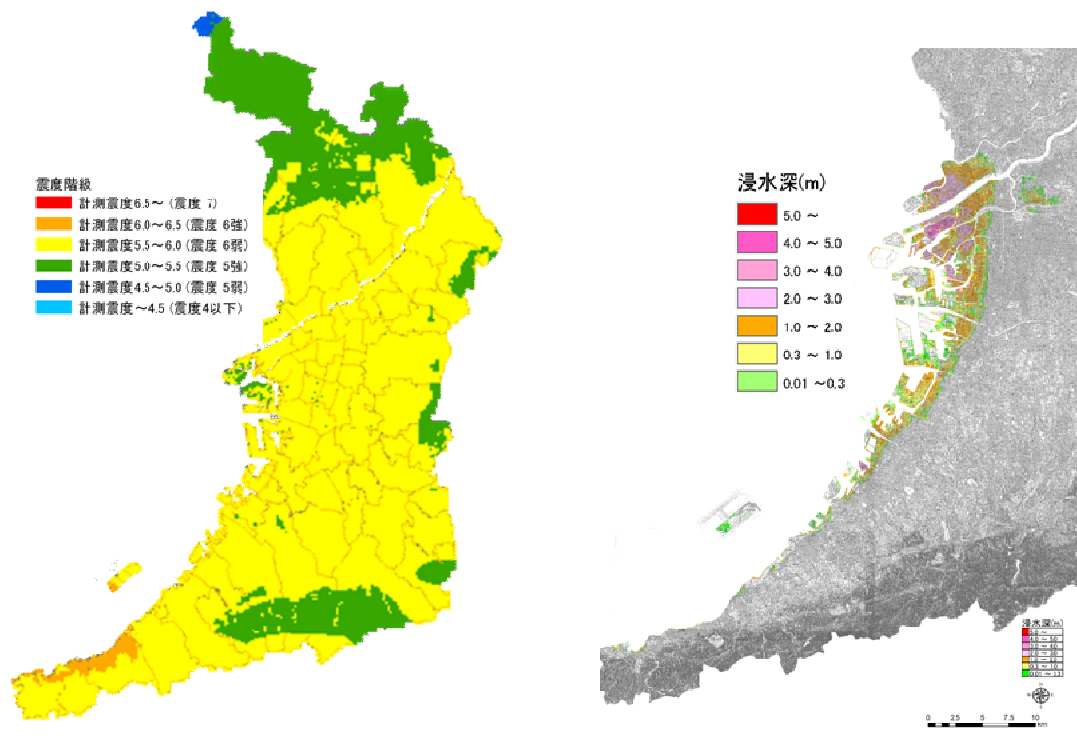


図-5 震度分布及び津波浸水深（南海トラフ巨大地震）

出典：（左）「第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料2 震度分布」（平成25年8月）
 （右）「第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料1 津波浸水想定」（平成25年8月）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bukai/index.html>

表- 5 災害概要（南海トラフ巨大地震）

事項	災害概要		
	原因	死者数	負傷者数
人的被害	建物倒壊（冬 18 時）	735 人	21,972 人
	火災延焼（冬 18 時）	176 人	3,526 人
	津波：津波からの避難率 率低の場合（冬 18 時） （避難が迅速な場合）	132,967 人 (7,882 人)	63,945 人 (117 人)
	その他（冬 18 時）	13 人	1,157 人
	計：津波からの避難率 率低の場合 （避難が迅速な場合）	133,891 人 (8,806 人)	88,594 人 (24,766 人)
	避難者	発災 1 ヶ月後に最大で約 192 万人発生	
建物被害	全壊・全焼：179,153 棟、半壊 458,974 棟		
ライフライン被害	<p>上水道：最大で約 832 万人が断水、約 40 日後に断水が解消 水道：最大で約 33 万人が利用困難、約 1 ヶ月後に機能支障が解消 電力：最大で約 234 万軒で停電、1 週間程度で応急送電がほぼ完了 ガス：最大で約 115 万戸で供給停止、1 ヶ月後には供給停止率が 2% まで解消</p> <p>固定電話：最大で約 142 万件が不通、1 ヶ月後には 3% まで解消 携帯電話：最大で全体の 48.5% の基地局が停波。約 7 日程度で約 5% まで解消</p>		
交通施設被害	<p>道路：1,883 箇所て被災、13m 未満道路の約 5% で閉塞 鉄道：1,474 箇所て被災 港湾：係留施設 159 箇所て被災</p>		
帰宅困難者	最大で約 146 万人発生		
災害廃棄物	約 2,201～2,414 万トン（津波堆積物含む）		

出典：「第 4 回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料 1 大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）」（平成 25 年 10 月）

「第 5 回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料 1 大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害、経済被害等）」（平成 26 年 1 月）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bukai/index.html>

第3章 非常時優先業務の選定

第1 選定基準

1 業務区分

地震災害時において、府は、本計画で選定した非常時優先業務に対して、限られた人的・物的資源を集中的に投入し、府民の生命・財産・経済活動等を守るものとする。

非常時優先業務の体系は図- 6、種別は表- 6 のとおりとする。

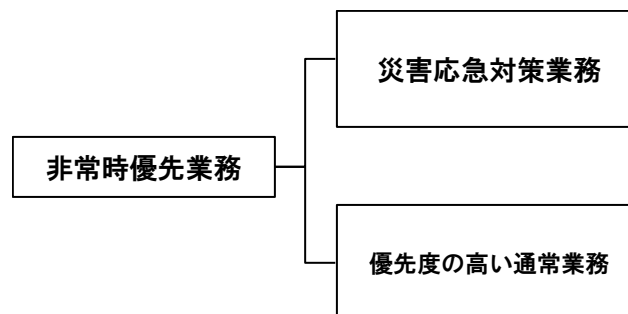


図- 6 非常時優先業務の体系

表- 6 非常時優先業務の種別

業務区分	業務内容
災害応急対策業務	府の地域並びに府民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行う諸対策。
優先度の高い通常業務	平時から担っている通常業務のうち災害時にも特に継続実施が不可欠な業務

2 業務開始目標時間と対応目標

非常時優先業務の選定においては、府民の生命・財産・経済活動等を守るという観点から、「発災後のいつ頃の時期までに非常時優先業務を開始・再開すべきか」を考慮し、発災後の時間軸を下表のとおり6つのフェーズに区分し、各フェーズ毎に対応目標を設定した。

表-7 業務開始目標時間と対応目標

フェーズ	業務開始 目標時間	災害時における府の対応目標	
		災害応急対策業務	優先度の高い 通常業務
フェーズ1	災害発生 から 発災後 3時間まで	発災後、迅速な体制の確立とともに、府民 に対し避難情報など緊急情報の確実な発出 と応援機関に対する速やかな救助要請の伝 達などを最優先する。 また、災害対策本部会議を通じて、全庁の 情報共有と対応方針の統一を図る。	業務の中断が 社会的に許容さ れない業務を実 施する。
フェーズ2	発災後 24時間まで	迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うた め、人命確保を最優先した被害情報の収集と 各機関への提供及び交通路等の確保と二次 災害を防ぐ活動を実施する。	社会的に許容 される中断期間 が1日程度の業 務を再開する。
フェーズ3	発災後 72時間まで	発災後72時間が経過すると生存率が急激 に低下するため、確保しうるマンパワーを人 命確保にかかわる業務に最大限投入する。	社会的に許容 される中断期間 が2,3日程度の 業務を再開する。
フェーズ4	発災後 1週間まで	避難者は発災直後のショック状態を脱し つつも、多様なニーズの発生が予測される。 避難者のQOL確保を優先業務とする。	社会的に許容 される中断期間 が4日から1週間 程度の業務を再 開する。
フェーズ5	発災後 2週間まで	ライフラインなど社会フローシステムの 復旧が始まり、府民は生活の再建を意識し行 動し始める。 避難者のQOLを優先しつつ、生活再建に 向けた動きを開始する。	社会的に許容 される中断期間 が1週間から2 週間程度の業務 を再開する。
フェーズ6	発災後 1ヶ月まで	災害発生後の非常体制から復旧・復興に向 けた体制に変更する時期となる。応急対策業 務は概ねこの時期で完了させる。 以降、中長期的視野で復旧・復興を進めて いく。	社会的に許容 される中断期間 が2週間から1 ヶ月程度の業務 を再開する。

(出典：『大阪府災害等応急対策実施要領』（平成〇年〇月、大阪府）に一部加筆）

第2 選定結果（主な優先業務）

表-7に基づいて抽出した優先業務のうち主なものを、表-8に示す。

表- 8 主な非常時優先業務

フェーズ	業務開始 目標時間	主な非常時優先業務	
		災害応急対策業務	通常業務
フェーズ1	災害発生 から 発災後3 時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動事務（表- 9のとおり） ・災害対策本部の設置 ・自衛隊への派遣要請 ・災害救助法の適用 ・所管施設の利用者の安全確認 ・庁内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動※
		業務数=85	業務数=0
フェーズ2	発災後 24時間 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ・大手前・咲洲庁舎の応急復旧開始 ・緊急交通路の確保及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民お問い合わせセンター運営
		業務数=184	業務数=21
フェーズ3	発災後 72時間 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望の取りまとめ ・災害関連予算の執行協議調整開始 ・義援金の受付開始 ・緊急物資（生活必需品）の調達斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談窓口設置 ・食中毒対策、不良食品の摘発、排除
		業務数=226	業務数=34
フェーズ4	発災後1 週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村支援に関する調整開始 ・ボランティア活動に係る支援 ・被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理※ ・生活保護等給付
		業務数=169	業務数=61
フェーズ5	発災後2 週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・復興対策本部の設置 ・府税の減免措置の決定、広報 ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理※ ・産業廃棄物処理業許可
		業務数=179	業務数=80
フェーズ6	発災後1 ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧 ・復興基本方針の策定 ・被災者の就職支援の実施 ・災害廃棄物の全体処理計画策定着手 ・応急仮設住宅の建設開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談
		業務数=179	業務数=94

(部局別の主な優先業務は別冊資料のとおり。) ※業務発生次第実施

表- 9 主な初動事務

	各所属での対応	初動事務の指揮・管理、全庁的などりまとめ
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認 ・職員・来庁者の救助・搬送 ・参集確認 ・指揮命令系統確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参集状況の把握
庁舎・電力	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室の安全確認・保全措置 ・インフラ（特に電力）の確認・復旧調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・庁舎被害確認・防災保全措置 ・電気・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報通信手段（庁内ネットワーク、各業務システム電話・防災行政無線等）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話設備の防災保全措置 ・庁内情報基盤・防災行政無線・災害時優先電話の復旧・運用

第4章 業務継続のための業務資源・環境の確保

本章では、地震災害時に非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、業務継続に必要な業務資源・環境（人的資源、物的資源・情報資源）等について、①現状の確保状況（現状の把握、災害時の想定）及び②災害時における業務資源の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における¹業務資源の確保対策を計画する。

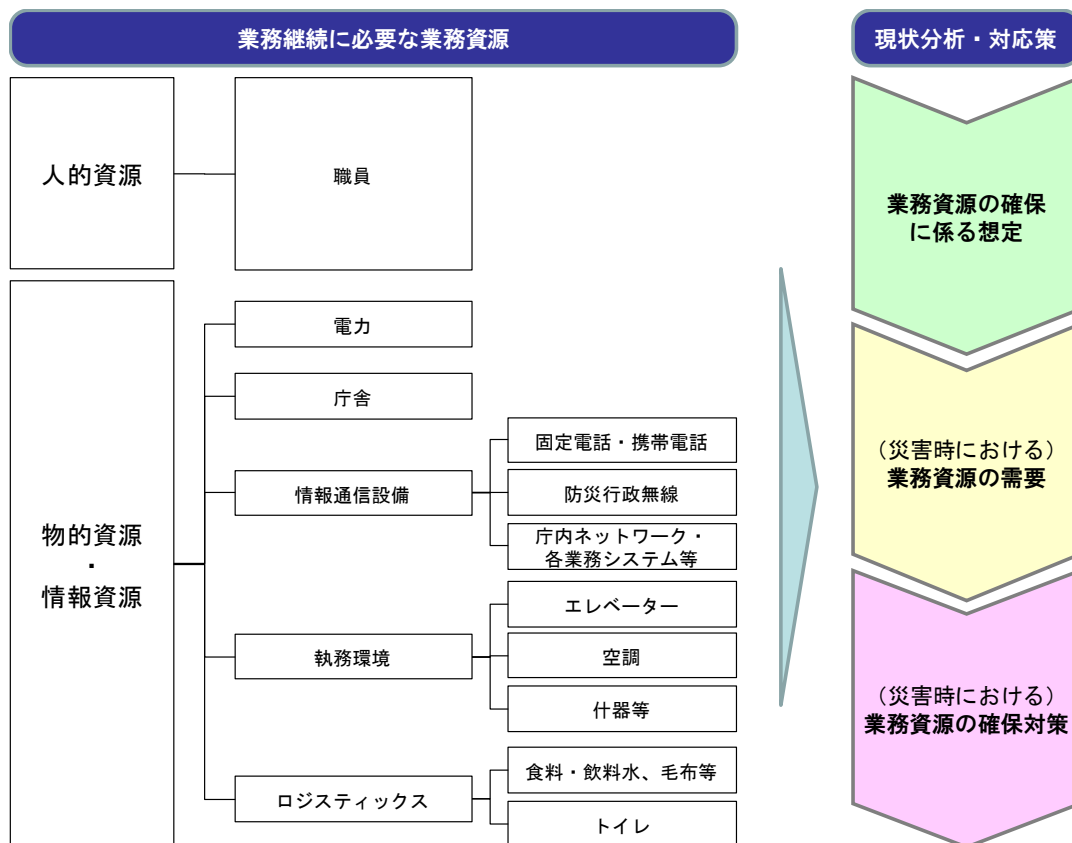


図- 7 業務資源の現状分析・対応策検討のイメージ

表- 10 業務資源の現状分析・対応策検討の概要

事項		概要
現状分析	業務資源の確保に係る想定	現状での確保状況を把握するとともに、想定地震発生時に各資源がどの程度利用可能であるかを確認する。
	業務資源の需要	想定地震発生時の資源の需要を想定し、現状の資源の確保状況と比較することで、非常時優先業務の継続が可能かどうかを検証する。
業務資源の確保対策		想定地震発生時にも非常時優先業務を継続できるよう、 <u>災害時における¹業務資源の確保策</u> を計画する。

¹ 平常時における業務資源の確保対策は、「第5章 業務資源確保等のための平常時からの対策」で定める。

第1節 職員確保

業務継続に必要な職員について、①災害時の需要（非常時優先業務の必要職員数）及び②執務時間内及び執務時間外に被災した際に想定される状況を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における職員の確保対策を計画する。

第1 必要職員数

業務継続に必要な職員数は表-11の通り。

表-11 非常時優先業務の必要職員数

地区	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4	フェーズ 5	フェーズ 6
大手前	262	575	744	983	1,040	1,088
咲洲	70	202	249	248	283	307
計	332	777	993	1,231	1,323	1,395

第2 執務時間内の発災

1 業務資源の確保に係る想定

職員の確保に係る想定（執務時間内の発災）

- 執務時間内に発災した場合には、勤務中の職員に負傷者等が発生する可能性がある。負傷等により業務への従事が困難となる職員の割合は、阪神・淡路大震災における非木造建物の被害率、人的被害率及び海外で建物が完全崩壊した事例の人的被害率をもとに、次のとおり想定する。

庁舎	業務への従事が困難な職員の割合
本館※	約半数の職員
分館 6号館※	約 1/4 の職員
その他の建物	数%以内に留まる

※ 本館及び分館 6号館は、揺れによる被害で建物が使用不能となることが想定される

この結果、業務に従事可能な職員数(非常勤職員を除く)は、
 ・大手前では約 2,300 人の職員のうち約 1,900 人
 ・咲洲庁舎では約 1,600 人の職員のほぼ全てと想定する。

- ただし、負傷しなかった職員の中であっても、次のような状況により、業務に従事することが困難となる職員が発生することが想定される。
- ・ 庁舎の被害が甚大な場合には、業務に従事可能な職員の一部が、発災後しばらくは職員の救出救護等にあたる。
 - ・ 甚大な建物被害を伴う庁舎の職員の一部は、精神的にしばらくは業務従事が困難となる。

2 業務資源の需要

職員の需要（執務時間内の発災）

- 本庁の非常時優先業務必要職員数合計は表-11のとおりであり、業務に従事可能な職員数（大手前約 1,900 人、咲洲庁舎約 1,600 人）はこれを上回ることから、全体としては職員の確保はできるが、本館に入居している所属の中には、不足が生じる可能性があるとして想定される。

3 業務資源の確保対策

担当課	職員の確保対策（執務時間内の発災）
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。 ○ 人事課から他部局応援の求めがあった場合は協力する。 ○ 非常時優先業務に従事しない職員を中心として、二次災害発生の懸念のない範囲内で、積極的に職員や来庁者等の救助を行う。
人事課 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局内調整で職員確保が困難な所属がある場合、全庁的な観点から、非常時優先業務の優先度や所属職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。

第3 執務時間外の発災

1 業務資源の確保に係る想定

職員参集の考え方（執務時間外の発災）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 参集ルール <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後速やかに全職員は原則として勤務場所（大手前庁舎・咲洲庁舎等）に参集。 ・大阪府に（大）津波警報が発表されている場合、咲洲庁舎勤務の職員は原則として大手前（非常参集場所）に参集。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参集職員の推計の考え方】 職員の申告に基づき徒歩参集あるいは自転車参集を前提に、阪神・淡路大震災の事例を参考に参集不能や遅延に係る条件等を設定。なお、災害対策要員公舎の幹部職員、防災・危機管理当直、緊急防災推進員など、参集に関して特殊な条件を持つ職員群を考慮。</p> <p>【主な推計の条件】（発災後 72 時間まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆参集場所・・・上記参集ルールに基づく職員の申告場所 ◆参集手段・・・職員の申告に基づき、「徒歩」又は「自転車」。 ◆通行支障要因 <ul style="list-style-type: none"> ・府東部の木造密集地での地震火災や、淀川・大和川における河川橋の通行規制の影響を考慮。 ・津波浸水想定区域では、津波による浸水被害を受けた住居の片付けや家族の避難生活の確保等の目処が立つまでの期間として、発災後 72 時間までは参集不能と想定。 </div>

2 業務資源の需要

職員の需要（執務時間外の発災）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時優先業務の必要職員数と参集職員数の推計結果を比較した（表-12）結果、 <ul style="list-style-type: none"> ・上町断層帯地震 A の場合の大手前・咲洲、南海トラフ巨大地震の場合の大手前とも、全てのフェーズで必要となる職員数を確保できる。ただし、所属によっては必要な職員数が不足する可能性がある。 ・職員の確保が最も困難な、災害発生から発災後 3 時間までの職員数を確保するために、自転車による参集者を増やす必要がある。

表-12 必要職員数と参集職員数の比較

想定地震	参集場所	推計結果（折れ線グラフ-必要人数、棒グラフ-参集人数、（ ）内は参集率）																												
上町断層帯地震A	大手前	<p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr><th>発災後の経過時間</th><th>必要人数</th><th>参集人数</th><th>参集率 (%)</th></tr> <tr><td>3時間まで</td><td>519</td><td>262</td><td>22.2</td></tr> <tr><td>24時間まで</td><td>947</td><td>575</td><td>40.5</td></tr> <tr><td>72時間まで</td><td>1,309</td><td>744</td><td>56.0</td></tr> <tr><td>1週間まで</td><td>1,702</td><td>983</td><td>72.8</td></tr> <tr><td>2週間まで</td><td>1,860</td><td>1,040</td><td>79.5</td></tr> <tr><td>1ヶ月まで</td><td>2,224</td><td>1,088</td><td>95.1</td></tr> </table> <p>(発災後の経過時間)</p>	発災後の経過時間	必要人数	参集人数	参集率 (%)	3時間まで	519	262	22.2	24時間まで	947	575	40.5	72時間まで	1,309	744	56.0	1週間まで	1,702	983	72.8	2週間まで	1,860	1,040	79.5	1ヶ月まで	2,224	1,088	95.1
	発災後の経過時間	必要人数	参集人数	参集率 (%)																										
3時間まで	519	262	22.2																											
24時間まで	947	575	40.5																											
72時間まで	1,309	744	56.0																											
1週間まで	1,702	983	72.8																											
2週間まで	1,860	1,040	79.5																											
1ヶ月まで	2,224	1,088	95.1																											
咲洲	<p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr><th>発災後の経過時間</th><th>必要人数</th><th>参集人数</th><th>参集率 (%)</th></tr> <tr><td>3時間まで</td><td>99</td><td>70</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>24時間まで</td><td>235</td><td>202</td><td>14.7</td></tr> <tr><td>72時間まで</td><td>334</td><td>249</td><td>20.9</td></tr> <tr><td>1週間まで</td><td>1,164</td><td>248</td><td>72.8</td></tr> <tr><td>2週間まで</td><td>1,273</td><td>283</td><td>79.6</td></tr> <tr><td>1ヶ月まで</td><td>1,520</td><td>307</td><td>95.0</td></tr> </table> <p>(発災後の経過時間)</p>	発災後の経過時間	必要人数	参集人数	参集率 (%)	3時間まで	99	70	6.2	24時間まで	235	202	14.7	72時間まで	334	249	20.9	1週間まで	1,164	248	72.8	2週間まで	1,273	283	79.6	1ヶ月まで	1,520	307	95.0	
発災後の経過時間	必要人数	参集人数	参集率 (%)																											
3時間まで	99	70	6.2																											
24時間まで	235	202	14.7																											
72時間まで	334	249	20.9																											
1週間まで	1,164	248	72.8																											
2週間まで	1,273	283	79.6																											
1ヶ月まで	1,520	307	95.0																											
南海トラフ巨大地震	大手前	<p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr><th>発災後の経過時間</th><th>必要人数</th><th>参集人数</th><th>参集率 (%)</th></tr> <tr><td>3時間まで</td><td>539</td><td>332</td><td>13.7</td></tr> <tr><td>24時間まで</td><td>1,054</td><td>777</td><td>26.8</td></tr> <tr><td>72時間まで</td><td>1,464</td><td>993</td><td>37.2</td></tr> <tr><td>1週間まで</td><td>2,805</td><td>1,231</td><td>71.2</td></tr> <tr><td>2週間まで</td><td>3,107</td><td>1,323</td><td>78.9</td></tr> <tr><td>1ヶ月まで</td><td>3,745</td><td>1,395</td><td>95.1</td></tr> </table> <p>(発災後の経過時間)</p>	発災後の経過時間	必要人数	参集人数	参集率 (%)	3時間まで	539	332	13.7	24時間まで	1,054	777	26.8	72時間まで	1,464	993	37.2	1週間まで	2,805	1,231	71.2	2週間まで	3,107	1,323	78.9	1ヶ月まで	3,745	1,395	95.1
発災後の経過時間	必要人数	参集人数	参集率 (%)																											
3時間まで	539	332	13.7																											
24時間まで	1,054	777	26.8																											
72時間まで	1,464	993	37.2																											
1週間まで	2,805	1,231	71.2																											
2週間まで	3,107	1,323	78.9																											
1ヶ月まで	3,745	1,395	95.1																											

※ 南海トラフ巨大地震では、(大)津波警報の発表中は咲洲庁舎への参集は困難であるため、咲洲庁舎に勤務する職員についても原則として大手前に参集するものとし、推計している。

3 業務資源の確保対策

担当課	職員の確保対策（執務時間外の発災）
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生から発災後3時間までに必要な職員数の確保のため、職員は公共交通機関が停止している場合であっても可能な限り自転車によって参集し、より短時間で必要人員が確保されるよう努める。 ○ 職員の参集状況を確認する。 ○ 発災後数日間は交代要員の確保が容易ではないと想定されるため、長時間勤務に備えて可能な範囲で休憩等を取る。 ○ 非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。 ○ 人事課から他部局応援の求めがあった場合は協力する。
各部局ロジ担当※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局の職員参集状況を人事課に報告する。 ○ 参集先の施設が利用不可能（参集困難）となる場合には、非常時の執務スペースを確定した上で、各職員に対して参集先等の変更を情報提供する。 ○ 発災後数日間は交代要員の確保が容易でないと想定されるため、できる限り各所属で交代勤務が行える体制づくりに努める。
人事局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員参集状況を把握し、災害対策本部会議において、その結果を報告する。 ○ 発災後数日間、庁舎内又は庁舎近辺で長時間勤務に備えて職員が休憩できるスペースの確保に努める。
危機管理室 人事局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局内調整で職員確保が困難な場合、全庁的な観点から、非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務スペースの確保に努める。 ○ 大手前庁舎及び咲洲庁舎において自転車駐輪スペースの確保に努める。

※各部局ロジ担当・・・各部局において災害時において業務継続を支える各業務資源を確保するための段取り全般を取り仕切る者。

第4 執務時間外発災での職員の安否確認及び執務時間内発災での家族の安否確認

職員は最も重要な業務資源の一つであり、その安全確保及び安否確認は業務継続において極めて重要である。また、執務時間内に発災した場合は、職員が安心して業務に専念するためには、その家族の安否確認が重要となる。

災害時に職員及びその家族の安否確認を円滑に行うため、以下の対応を実施する。

- ・ 執務時間外発災における職員の安否確認は、おおさか防災情報メールを活用するなど、予め各所属で決めた方法により行う。
- ・ 執務時間内発災においては、職員は必要に応じて家族の安否確認を行う。

第5 指揮命令系統の確立

災害時に迅速かつ的確に業務を継続するためには、職員の確保とともに本庁内の指揮命令系統の確立が必要になる。

発災時には、あらかじめ定められた責任者（各所属の長）及び代行者は本庁（各所属）に連絡を取り、負傷状況や参集の可能性等を報告する。責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

第2節 電力

業務継続に必要な電力について、①災害時に想定される状況及び②災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における電力の確保対策を計画する。

1 業務資源の確保に係る想定

電力の確保に係る想定

本庁施設における電力の確保状況について、電力事業者へのヒアリング結果に基づく外部電力の状況及び非常用発電機の設置状況等の具体的な条件等を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。

庁舎	電力の確保状況（想定）
別館	発災直後から外部電力復旧（想定1日）までの間、非常用発電機により電力の確保が可能（一部、電力の使用に制限あり）
新別館北館	危機管理スペースは発災直後から外部電力復旧（想定1日）までの間、非常用発電機により電力の確保が可能。その他のスペースは、発災直後から外部電力復旧（想定1日）まで停電。
新別館南館	発災直後から外部電力復旧（想定1日）まで停電。
本館 分館6号館 府立労働センター	建物が利用できないため電力は不要。
咲洲庁舎	発災直後から外部電力復旧（想定1日）までの間、非常用発電機により電力の確保が可能（一部、電力の使用に制限あり）

2 業務資源の需要

電力の需要	
○	非常時優先業務遂行には執務室の照明、パソコン、プリンター等に対する電力の確保が必要となり、発災直後から外部電力復旧（想定1日）までの間、新別館北館（危機管理スペース以外）、新別館南館では、パソコン等を使用した業務ができない。

3 業務資源の確保対策

担当課	電力の確保対策
庁舎管理課	○ 非常用発電機（別館、咲洲庁舎）を速やかに作動させ、業務に必要な電力を確保する。
危機管理室	○ 非常用発電機（新別館北館危機管理スペース）を速やかに作動させ、業務に必要な電力を確保する。

第3節 庁舎（代替執務スペースの確保）

業務継続に必要な庁舎（執務室）について、①災害時に想定される状況及び②災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における庁舎（執務室）の確保対策を計画する。

1 業務資源の確保に係る想定

庁舎（執務室）の確保に係る想定	
<p>本庁施設について、阪神・淡路大震災等での被災事例を参考にし、また各建物の構造耐震指標値（Is 値）や構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。</p>	
庁舎	庁舎の利用可能性（想定）
別館 新別館 （北館、南館）	利用可能
本館※ 分館 6 号館 府立労働センター	倒壊若しくは余震による倒壊の恐れがあり利用できない。
咲洲庁舎	利用可能（アクセス確保が前提であり、（大）津波警報発表中は参集困難）。 なお、南海トラフ巨大地震の場合の利用については、最終的に長周期地震動の影響と対策の検討結果を踏まえて確定する。
<p>・大手前周辺の建物及び咲洲庁舎を記載。 ※本館は、耐震改修工事中(平成 28 年度中終了予定)。工事終了後は利用可能と想定。</p>	

2 業務資源の需要

庁舎（執務室）の需要

建物別の非常時優先業務の実施に必要な職員数は以下のとおり。

表- 13 建物別の非常時優先業務に必要な職員数（最大時）

地区	建物	職員数（人）
大手前	本館	220
	別館	724
	新別館北館	72
	新別館南館	50
	分館6号館	8
	府立労働センター	14
	（小計）	1,088
咲洲	咲洲庁舎	307
	計	1,395

①【別館・新別館北館】

これらの建物にある部局については、発災後も引き続き、当該庁舎で業務遂行にあたる。

②【本館、新別館南館、分館6号館、府立労働センター】

本館、分館6号館、府立労働センターは利用不可能となると想定されることから、計242人分の代替執務スペースの確保が必要。また、発災後24時間後まで停電する新別館南館は発災当日、50人分の代替執務スペースの確保が必要。

③【咲洲庁舎】

上町断層帯地震の場合は、発災後も引き続き、当該庁舎で業務遂行にあたる。南海トラフ巨大地震では、（大）津波警報発表によりアクセスの確保ができないなど職員参集が困難であると考えられることから、最大で307人分の代替執務スペースの確保が必要。

【検証結果】

必要な代替執務スペースは、上町断層帯地震の場合②の計292人、南海トラフ巨大地震の場合②+③の計599人となる。

府庁本庁施設で利用可能な執務スペースは、大手前（別館・新別館（危機管理スペース））で約1,600人分あることから、非常時優先業務実施に必要な執務スペースは、これらの施設において非常時優先業務以外の業務をストップさせ、非常時優先業務に対して優先的にスペースを割り当てることにより確保可能であるが、通常業務の再開のためには、さらなる執務スペースの確保が必要である。

3 業務資源の確保対策

地震の揺れにより被災あるいは電力が確保できなくなる可能性のある建物(本館、分館6号館など)や津波発生時にアクセス確保が課題となる咲洲庁舎に勤務する職員に関して、以下の考え方の下、代替執務スペースを確保する。

時期	考え方
ライフラインが復旧するまでの間（概ね1週間）	非常時優先業務の実施に必要な人員分（交代要員等を含む）のみを別館に確保
ライフライン復旧後	通常業務について、参集人員で実施可能となる分を別館以外の施設で確保

なお、実際の利用にあたっては、アクセスの確保や庁舎及び周辺の安全性の確認等が行えた時点で、可否を判断する。

代替施設	代替執務スペースの考え方		
	上町断層帯地震	南海トラフ巨大地震 ((大)津波警報発表)	用途
別館	○ 非常時優先業務に対して優先的にスペースを割り当てる。平常時に別館で執務している所属は、非常時優先業務以外の業務は停止し、代替執務スペースを必要とする所属の非常時優先業務に、余剰スペースを明け渡す。		非常時優先業務
新別館 (北館、南館)	○ 会議室などを執務スペースとして利用する。		通常業務
咲洲庁舎	○ 会議室などを執務スペースとして利用する。	○ アクセスが復旧し、庁舎が利用できる場合、会議室などを執務スペースとして利用する。 なお、庁舎の利用については、最終的に長周期地震動の影響と対策の検討結果を踏まえて確定する。	通常業務

※上記庁舎が利用できず、執務スペースが不足する場合は、大手前周辺の府有施設等に代替執務スペースを確保し、中断できない業務の継続実施に努める。

各所属における具体的な対応は以下のとおり。

担当課	庁舎（執務室）の確保対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物への立ち入りの可否を判断するため、建物の安全性を確認し危機管理室等に報告する。 ○ 危険な箇所が発見された場合は、早急に職員等を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。 ○ 執務室が利用できない職員のために、代替執務スペースの候補を危機管理室に提案する。
危機管理室	○ 代替執務スペースを確定して各部局ロジ担当に連絡する。
各部局ロジ担当	○ 各職員へ代替執務スペース（移転先）を連絡する。
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室の被害状況を確認し、庁舎管理課に連絡する。 ○ 代替執務スペースを必要とする所属は、各部局ロジ担当からの連絡を基に機能の移転を図る。

第4節 情報通信設備

業務継続に必要な情報通信設備（固定電話・携帯電話、防災行政無線、庁内ネットワーク・各業務システム等）について、①災害時に想定される状況及び②災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における情報通信の確保対策を計画する。

第1 固定電話・携帯電話

1 業務資源の確保に係る想定

固定電話・携帯電話の確保に係る想定	
○ 固定電話及び携帯電話について、通信事業者へのヒアリング結果等を参考にし、業務資源としての利用可能性を想定した。	
種別	災害時の利用可能性（想定）
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> 輻輳により 5 日間程度発信が困難になる。
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> 【音声通話】 輻輳により 5 日間程度発信が困難になる。 【電子メール】 多少の遅延は予想されるが、発災直後から利用可能。
災害時優先電話(固定)	<ul style="list-style-type: none"> 電話交換機 50 回線、各課契約 19 回線の計 69 回線。 通常の電話回線とは別に保有しており、災害時の発信規制を受けないため輻輳の影響を受けない。
災害時優先電話(携帯)	<ul style="list-style-type: none"> 優先電話登録済は 43 台。

2 業務資源の需要

固定電話・携帯電話の需要
○ ほとんどの非常時優先業務の継続には情報通信手段の確保が不可欠であり、発災直後から情報通信手段（電話）の確保が必要となるが、電話交換機等の故障が発生しない限り、災害時優先電話の利用により、発信は可能である。

3 業務資源の確保対策

担当課	固定電話・携帯電話の確保対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> 電話交換機等の設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。 災害時優先電話(固定)の使用方法について各部局に連絡する。 代替執務スペースでの固定電話の確保に努める。
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、代替執務スペースでの携帯電話等の確保に努める。

第2 防災行政無線

災害時に NTT などの電話が途絶または輻輳した場合においても、府と市町村や防災関係機関の情報連絡が確保できるよう、府において防災行政無線を整備している。

1 業務資源の確保に係る想定

防災行政無線の確保に係る想定	
○ 防災行政無線について、現在の整備状況を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。	
種別	災害時の利用可能性（想定）
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> 府庁内交換機と接続し、全ての庁内内線（大手前庁舎、咲洲庁舎）から無線を利用することができ、建物が利用不可能とならない限り発災直後より利用可能。 その他、移動先で独立して通信できる衛星車載局 1 台、衛星可搬局 4 台が発災直後より利用可能。
地域衛星通信ネットワーク等	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁の消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、総務省消防庁や他府県等と、内閣府の中央防災無線を利用し関係省庁との通信連絡が可能。

2 業務資源の需要

防災行政無線の需要
○ ほとんどの非常時優先業務の継続には情報通信手段の確保が不可欠であり、発災直後から情報通信手段（防災行政無線）の確保が必要となるが、設備等の故障が発生しない限り通信は可能である。

3 業務資源の確保対策

担当課	防災行政無線の確保対策
危機管理室	○ 設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。

第3 庁内ネットワーク・各業務システム等

1 業務資源の確保に係る想定

庁内ネットワーク・各業務システム等の確保に係る想定
○ 庁内ネットワーク・各業務システム等について、これまで実施してきた対策（重要な IT 資産のデータセンターへの移管、基幹的ネットワーク回線の二重化など）を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。

種別	災害時の利用可能性（想定）
サーバ等	<ul style="list-style-type: none"> 免震対策済で、著しい被害は発生しない。
庁内ネットワーク 各業務システム等	<ul style="list-style-type: none"> 電力が確保される施設ではパソコンの使用が可能。 回線二重化等によりネットワーク回線は途絶しない。

2 業務資源の需要

庁内ネットワーク、各業務システム等の需要	
○	大半の業務がネットワーク利用に依存している実態を考慮すると、発災直後から庁内ネットワーク、各業務システム等の確保が必要となるが、サーバ等の設備の故障が発生しない限り、利用は可能である。

3 業務資源の確保対策

担当課	庁内ネットワーク、各業務システム等の確保対策
IT 推進課	<ul style="list-style-type: none"> サーバ等の設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。

第5節 執務環境

業務継続に必要な執務環境（エレベーター、空調、什器等）について、災害時に想定される状況及び需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、執務環境の確保対策を計画する。

第1 エレベーター

1 業務資源の確保に係る想定

エレベーターの確保に係る想定	
○	発災直後は物理的な被害や余震の影響等により、二次災害の恐れがあることから、機器の安全が確認されるまで利用できない。
○	閉じ込め被害については、最寄りの階まで移動しドアを開いて停止するなど回避のための措置を講じている。
種別	災害時の利用可能性（想定）
別館	<ul style="list-style-type: none"> 機器の確認後非常用発電機により利用可能。
新別館（北館、南館）	<ul style="list-style-type: none"> 機器の確認後電力復旧（想定1日）により利用可能。
本館・分館 6号館 府立労働センター	<ul style="list-style-type: none"> 建物が利用できないため、不要。
咲洲庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 機器の確認後非常用発電機により各バンク（低層、中層、高層、超高層）最低1基が利用可能。

2 業務資源の需要

エレベーターの需要	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時には職員の移動が通常以上に頻繁になることから、エレベーターの稼働は必要である。 ○ 発災時でも障がいのある職員の移動手段を確保する必要がある。

3 業務資源の確保対策

担当課	エレベーターの確保対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーター内に閉じ込められた人がいた場合は、速やかに保守業者又は消防に要請を行い、早期救出に努める。 ○ 設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。

第2 空調

1 業務資源の確保に係る想定

空調の確保に係る想定	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調の稼働は電力供給に大きく依存することから、電力の確保状況を踏まえ業務資源としての利用可能性を想定した。
庁舎	空調の確保状況（想定）
別館	非常用発電機からの電力供給時は運転を停止する。外部からの電力供給が再開する2日目から利用可能。
新別館北館	【危機管理スペース】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用発電機からの電力供給により発災直後から利用可能。 【その他執務室】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用発電機が設置されていないため、外部からの電力供給が再開する2日目から利用可能。
新別館南館	非常用発電機が設置されていないため、外部からの電力供給が再開する2日目から利用可能。
本館 分館6号館 府立労働センター	建物が利用できない想定のため、実質的に利用不可能。
咲洲庁舎	非常用発電機からの電力供給時は運転を停止する。外部からの電力供給が再開する2日目から利用可能。ただし、地域冷暖房供給会社からの熱供給が停止している場合は、利用不可。

2 業務資源の需要

空調の需要	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務環境保全のため、電力供給の範囲内で空調を確保することが望ましい。

3 業務資源の確保対策

担当課	空調の確保対策
庁舎管理課	○ 空調設備（別館、咲洲庁舎）について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。
危機管理室	○ 空調設備（新別館北館危機管理スペース）について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。

第3 什器等

代替執務スペースにおける、業務遂行に必要な資源として什器等の確保対策を示す。

1 業務資源の確保等に係る想定

什器等に係る想定
○ 代替執務スペースでの什器等について、新別館や咲洲庁舎の会議室などに机と椅子はあるが、パソコンやプリンター等は事前に確保されていない。

2 業務資源の需要

什器等に対する需要
○ 代替執務スペースにおいて、パソコンやプリンター等業務遂行に必要な什器等を確保する必要がある。

3 業務資源の確保対策

担当課	什器等の確保対策
各部局ロジ担当	○ 代替執務スペースにおいて業務遂行に必要な什器等（パソコンを除く。）の確保に努める。
IT推進課	○ 代替執務スペースにおいて業務遂行に必要なパソコン等の確保に努める。

第6節 ロジスティックス

業務継続に必要なロジスティックス（職員用の食料・飲料水・毛布等及びトイレ）について、災害時に想定される状況及び災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、災害時におけるロジスティックスの確保対策を計画する。

第1 食料・飲料水、毛布等

上町断層帯地震における上水道の想定断水率は、大阪市域で発災直後 **83.5%**、一方南海トラフ巨大地震における想定断水率は、大阪市域で発災直後 **100%**となっている。今後、大

阪市が詳細な被害予測を行う予定であるが、とくに南海トラフ巨大地震の場合被災エリアが広域のため外部からの支援物資到着に時間を要することが想定され、数日間は飲料水の確保が難しいと想定される。

「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月、大阪府）

「第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料1 大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害、経済被害等）」（平成26年1月）より

1 業務資源の確保に係る想定

食料・飲料水、毛布等の確保に係る想定	
○	食料・飲料水、毛布等について、過去の震災の事例や現在の備蓄状況を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時被災地に寄せられる支援物資及び府で確保している備蓄物資は、被災住民に優先的に提供される。 ・ 平成25年度から5カ年計画で、全職員の2食分（食料・飲料水（ペットボトル））の備蓄を実施中。平成25年度に大手前庁舎約3,000食、咲洲庁舎約6,000食の備蓄が完了。平成26年度にも約9,000食分を追加で備蓄予定。
○	上町断層帯地震では2日目以降、南海トラフ巨大地震では数日間経過後全国から応援物資等が届き始めると想定する。

2 業務資源の需要

食料・飲料水、毛布等の需要	
○	東日本大震災をはじめとする過去の地震災害の事例から、大規模災害時職員は庁舎等に泊まり込んでの災害対応が続くことが想定され、発災直後から職員用の食料・飲料水、毛布等が必要となる。
○	執務時間内発災の場合、大手前地区に勤務する職員約2,300人、咲洲庁舎約1,600人分の確保が必要となる。 執務時間外発災の場合は、以下の通りと想定される。
	【上町断層帯地震のケース】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手前地区では発災後24時間で約900人、発災後3日で約1,300人分の確保が必要となる。 ・ 咲洲庁舎では発災後24時間で約200人、発災後3日で約300人分の確保が必要となる。
	【南海トラフ巨大地震※のケース】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手前地区では発災後24時間で約1,000人、発災後3日で約1,500人分の確保が必要となる。

3 業務資源の確保対策

担当課	食料・飲料水、毛布等の確保対策
危機管理室 各所属	○ 備蓄物資の配付や外部からの調達等を行う。

全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務時間内の発災では、非常時優先業務や負傷者救出、避難者対応に従事する職員以外の職員で、食料・飲料水、毛布等を確保する。 ○ 執務時間外の発災時に参集する際には、職員自身で食料・飲料水（目安：1～3日分）、毛布等を持参する。
-----	---

第2 トイレ

上町断層帯地震における下水道の機能支障率は、大阪府域で発災直後約**31%**、南海トラフ巨大地震における支障率は大阪府域で発災直後**4.1%**となっている。

ただし、下水道支障率は低くとも、上水道の断水率は前述のように大阪市域でそれぞれ**83.5%**と**100%**となっていることから、発災直後はトイレが使用できないことが想定される。

とくに南海トラフ巨大地震では被災エリアが広域のため、外部からの支援物資到着に時間を要することが想定され、数日間は仮設トイレ等の確保が難しいと想定される。

1 業務資源の確保に係る想定

業務資源の確保に係る想定（トイレ）	
○ トイレについて、業務資源としての利用可能性を想定した。	
建物	災害時の利用可能性（想定）
別館	<ul style="list-style-type: none"> • 発災直後からの断水により、利用不可能。
新別館（北館、南館）	<ul style="list-style-type: none"> • 建物内の貯留水により、ビル全体で2日程度、危機管理スペースで3日程度の利用が可能。
本館・分館 6 号館 府立労働センター	<ul style="list-style-type: none"> • 建物が利用できないため、トイレ不要。
咲洲庁舎	<ul style="list-style-type: none"> • 建物内の貯留水により、6日程度の利用が可能。
○ 『災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定書（H18.1）』に基づき、危機管理室が大阪建設機械リース協同組合に仮設トイレの優先供給の要請を行い、トイレの確保に努めるが、府民用の調達優先されるため、確保時期は不明。	

2 業務資源の需要

業務資源の需要（トイレ）
○ 非常時優先業務等に従事する職員用のトイレを確保する必要がある。

3 業務資源の確保対策

担当課	トイレの確保対策
危機管理室	○ 仮設トイレを調達する。
庁舎管理課	○ 仮設トイレの設置場所を確保する。

第5章 業務資源確保等のための平常時からの対策

地震災害時の対応能力の向上を図るため、平常時に実施すべき対策について、実施主体、実施予定時期等を明確にし、計画的に対策を実施していく。

第1節 職員の意識向上

地震災害時に迅速かつ的確に非常時優先業務を継続するためには、次の2点が重要である。

- (1) 本計画の内容を全職員に周知・浸透させること。
- (2) 災害時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ること。

このため、職員に対する研修・訓練を計画的に実施し、職員の意識向上及び対応力向上を図っていく。

表- 14 主な研修・訓練等の例

種類	内容
参集訓練	自宅から本庁まで徒歩又は自転車により参集する訓練
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約する訓練。
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認
代替執務スペースの利用に関する訓練	代替執務スペースへの移動・利用訓練
業務継続体制の確認に関する研修	業務継続体制の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認を行うための研修
幹部職員を対象とした研修	災害時に実施すべきことの習熟を行うための研修
初動における行動等が記載された職員防災必携の作成・各自の所持	業務継続を図るための初動時の行動等を記載

第2節 職員確保

地震災害時には、府政の継続に必要な職員数や特別の技能や経験を有する職員の確保を図るとともに、交代制による休息の取得や休憩スペースの確保を図る。また、負傷者（来庁者、職員）の救出・救護等の対応を行う。

このため、職員の確保について以下の取組を進める。

職員の確保等に係る今後の対策	
危機管理室 人事局	○ 庁舎内の職員用休憩スペースを想定するとともに、府庁近辺の事業者等との協定締結を検討する。
庁舎管理課	○ 本庁における負傷者への対応態勢として、職員に対する AED 講習会、体調不良者等の搬送訓練、所轄消防と連携した講習会などを実施するとともに、応急救護に関する備品（担架等）を確保する。
人事局 各所属	○ 応急救護に関する備品（救急箱等）を確保する。 ○ 非常時優先業務の実施に当たり、特別の技能や経験を有する職員の確保策を検討する。

第3節 庁舎（執務室）

地震災害時における執務機能の代替執務スペースへの円滑な移転を進めるため、以下の

庁舎（執務室）の確保等に係る今後の対策	
危機管理室	○ 代替執務スペースへの移転マニュアルを整備するとともに、各部局に周知し訓練を行い、内容を検証する。 ・ 移転の実施態勢（対象部局、代替執務スペース割り当て、移転実施手順など）

取組を進める。

第4節 情報通信設備

第1 固定電話・携帯電話

地震災害時には、災害時優先電話の利用方法を各部局に周知するとともに、災害時優先電話としての公用携帯電話を含めて、情報通信設備の確保を図る。これらの確保について、以下の取組を進める。

固定電話・携帯電話の確保等に係る今後の対策	
各所属	○ 公用携帯電話の災害時優先電話への登録を促進する。
庁舎管理課	○ 災害時優先電話の利用方法の周知手順を予め定める。 ○ 代替執務スペースとなり得る場所へ固定電話を確保できるよう、事前準備工事の実施を検討する。
危機管理室	○ 携帯電話の借り受けに関する事業者との調整を進める。

第2 庁内ネットワーク、各業務システム等

地震災害時に庁内ネットワークが利用できない場合に備え、代替手段を想定しておくとともに、代替執務スペースにおいて、庁内ネットワークの利用確保等を図るため、以下の取組を進める。

庁内ネットワーク、各業務システム等の確保等に係る今後の対策	
IT 推進課	○ 庁内ネットワークが利用できない場合の、業務継続に向けた代替手段の導入を進める。 ・ 端末機、プリンターの単独利用方法の周知手順を予め定める。 ○ 代替執務スペースでの庁内ネットワーク利用手段を確保する。 ・ 代替執務スペースの庁内ネットワーク回線設置状況を確認し、事前準備工事の実施を検討する。
各所属	○ 災害時にも活用できるよう、業務データの保存先として所属の共有フォルダ（※）を活用する。

※平成 26 年度中に職員 1 人当たり約 5 ギガバイトまで拡充予定。

第5節 執務環境

オフィス什器の移動・転倒・落下防止対策の実施や、執務室のレイアウトにより地震災害時の執務環境の確保を図るとともに、代替執務スペースでの什器（パソコン、プリンター等）確保のため、以下の取組を進める。

什器等に係る今後の対策	
各所属	○ 什器を柱、壁、床等に固定するなど、移動・転倒・落下防止対策を進める。 ○ 固定が困難な場合、レイアウトを工夫して被害を防止する。
危機管理室	○ 什器等の移動・転倒・落下防止対策について各所属の取組状況を把握し、必要に応じて取組を支援する。 ○ 代替執務スペースで必要となる什器確保のため、事業者との協定締結を検討する。
IT 推進課	○ 代替執務スペースで必要となるパソコンの確保のため、事業者との協定締結を検討する。

第6節 ロジスティックス

第1 食料・飲料水、毛布等

地震災害時に物資流通が回復するまでの間必要となる、職員用の食料・飲料水、毛布等の確保を図るため、以下の取組を進める。特に、勤務時間内に南海トラフ巨大地震が発生した場合、咲洲庁舎は外部からの食料等の調達が数日間できなくなることが想定されることに留意する。

食料・飲料水、毛布等の確保等に係る今後の対策	
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の職員用物資の供給に関する協定の締結を調整する。 ○ 職員用食料等の備蓄について、平成 27 年度に策定する備蓄方針を踏まえ、再検討する。
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務時間外発災で職員が参集する際に持参する食料・飲料水（目安：1～3 日分）、毛布等を自宅に備蓄しておく。

第2 トイレ

地震災害時に水道施設が復旧するまでの間必要となる職員用トイレについて、以下の取組を進める。

トイレの確保等に係る今後の対策	
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯トイレの備蓄を検討する。 ○ 携帯トイレを自宅に備蓄し、執務時間外発災で職員が参集する際に持参することを呼びかける。
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯トイレ等の汚物の一時保管場所の確保を検討する。

第6章 業務継続体制の向上

地震災害時に業務継続方針に基づいて対応できるよう、業務継続マネジメント（**Business Continuity Management**：以下「**BCM**」という）を推進していく必要がある。

本章では、**BCM**の推進体制を定める（第1）とともに、**PDCA**サイクル（図-8）を通じて本計画を持続的に改善するための取組み（第2～第3）について定める。

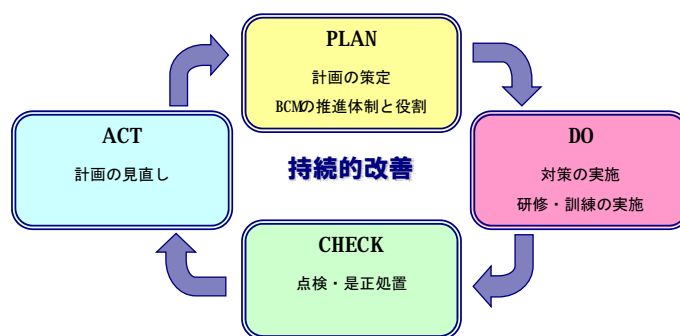


図- 8 PDCAサイクルのイメージ

第1 BCM推進体制

本計画は、府庁本庁の全組織・全業務に係る計画である。今後、本計画を踏まえ、改訂される各部局の**BCP**と併せて府庁としての業務継続体制を構築していく。さらに市町村をはじめとする府内の防災関係機関とも本計画の内容を共有し、府域全体としての業務継続体制を向上していく。

そのため、府では、全ての職員が本計画の意義や目的等を理解し、平常時から個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、各部局（出先機関を含む）が一体となって全庁的に**BCM**を推進するとともに、防災関係機関との連携体制の構築も図る。

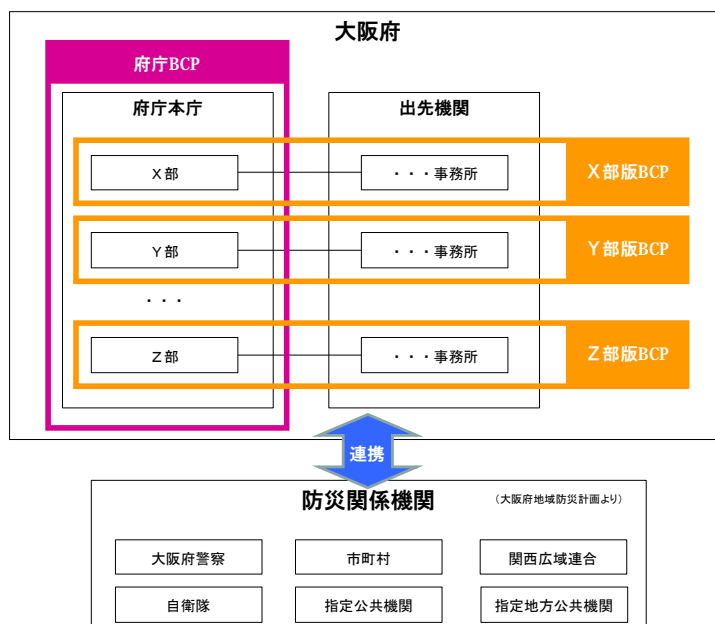


図- 9 BCM推進体制の全体イメージ

1 全庁での推進体制

- 「第1章第5節第1 平常時の体制」で定める運用体制（大阪府防災・危機管理対策推進本部、同幹事会及び大阪府庁 BCP 検討 WG）で、全庁的な観点から BCM を推進する。

2 各部局（出先機関を含む）での推進体制

- 今後、本計画を踏まえ、部局（出先機関を含む）毎に部局版 BCP を改訂し、BCM 推進体制を構築するとともに、対策（業務継続に必要な資源の確保策）及び研修・訓練の実施などを通じ、業務継続力の向上を図る。

3 防災関係機関との連携体制

- 危機管理室は、本計画が改訂された場合、防災関係機関に周知する。
- 危機管理室は、市町村での BCP 策定状況を定期的に把握するとともに、本計画及び「府内市町村 BCP 策定の手引書」（平成 25 年 7 月、府内市町村 BCP 策定促進検討会）²を活用し、市町村での BCP 策定を支援する（勉強会の開催等）。
- 危機管理室と各部局が連携し、個別協議や共同訓練等を通じ、府と防災関係機関との連携体制を持続的に確認する。

第2 点検・是正

- 危機管理室及び各部局は、対策（業務継続に必要な資源の確保策）の実施状況や研修・訓練の結果等について、年1回、検証（点検、課題整理、改善方法の検討等）を行う。
- 各部局は、検証結果を各部局内で情報共有するとともに危機管理室に報告する。

第3 計画の見直し

1 本計画の見直し

- 危機管理室は、各部局の対策実施状況や訓練結果等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を行う。
- 危機管理室は、大阪府地域防災計画等の本計画に関連する計画等の修正、機構改正等が行われた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行う。

2 関連する他の計画の見直し

- 本計画を見直した場合は、関連する他の計画（大阪府地域防災計画、大阪府災害等応急対策実施要領、部局 BCP 等）についても見直しを検討する。

² 大阪府「府内市町村 BCP 策定の手引書（25年7月）」<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/shichousonbcp/index.html>

大阪府庁業務継続計画

地震災害編

平成 年 月発行

発行 大阪府

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06 (6944) -0351

編集 政策企画部 危機管理室 防災企画課

○別冊資料 各部署の応急対策業務及び通常業務

(下線部は各部署共通の業務)

①災害対策本部事務局（危機管理室ほか）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立(自動設置以外の場合、各部連絡責任者を通じて連絡) ○災害対策本部・地域連絡部の設置、運営開始 ○各地域連絡部、各市町村との連絡調整 ○避難情報等の発出確認、伝達 ○被害情報の収集・分析、状況地図の作成 ○自衛隊、緊急消防援助隊等防災関係機関への派遣要請 ○プレスセンター開設（報道発表開始） ○府民向け広報の開始（知事メッセージなど） ○災害応急対策の検討、○関西広域連合、国等との連絡調整 ○災害救助法の適用、○庁内各部署との連絡調整（BCP関連業務など） ○消防学校の被害状況の確認
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○救出・救助及び被害情報の収集・整理 ○広域防災連絡会議の設置 ○広域防災拠点、後方支援活動拠点の運営開始
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○機能喪失市町村への支援開始 ○災害時緊急相談電話窓口の設置 ○被災者支援に関する情報収集 ○備蓄物資の抛却開始、○支援物資の調達開始 ○被災地域への物資輸送調整開始(安定供給に向けて) ○救援物資の受入れ開始 ○緊急通行車両確認標章交付業務
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被害及び被災者状況の収集・整理 ○ボランティア活動に係る支援（災害派遣等従事車両の証明書発行など） ○被災者支援に係る総合調整（応急仮設住宅の建設調整など）
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧活動に係る総合調整(インフラ復旧、災害廃棄物の広域処理など)
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金等の支給等 ○消防学校の応急復旧

※主な所管施設：消防学校

関係機関：自衛隊、消防、警察など防災関係機関

システム：大阪防災情報システム

②政策企画部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【政企総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【政企総務】 ○知事・副知事の登庁手配(庁外の場合)【秘書】 ○災害対策本部事務局報道班業務【企画室】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【政企総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○知事・副知事の日程等に係る連絡調整【秘書】 ○空港の被害状況の把握【空港・広域インフラ】 	
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○国への緊急要望の取りまとめ【政企総務】 	
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○国会議員等の視察等に関する調整【政企総務】 	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧(当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。)開始 ○復興対策本部の設置(災害復興対策)【企画室】 	<ul style="list-style-type: none"> ○報道提供【企画室】
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 ○復興基本方針の策定(災害復興対策)【企画室】 	

※主な所管施設：東京事務所、青少年海洋センター（海風館含む）

関係機関：空港（関西国際・大阪国際）

③総務部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（大手前・咲洲庁舎など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【法務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【法務】 ○職員・来庁者の避難誘導【庁舎管理】 ○庁舎及び電気・電話・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置【庁舎管理】 ○庁用車両の確保【庁舎管理】 ○庁内情報基盤システム（庁内ネットワーク回線、情報基盤システム等、職員端末等）の被害状況確認【IT推進】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【法務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○全職員の安否確認と参集状況の把握、輸送計画の策定等【人事局】 ○負傷者（職員・来庁者）対応【人事局】 ○大手前・咲洲庁舎の応急復旧開始【庁舎管理】 ○代替執務スペースの確保【庁舎管理】 ○庁内情報基盤システムの復旧（障害対応）又は代替手段の確保【IT推進】 ○電子調達（入札）システムの状況確認等【契約局】 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務事務システム被害状況確認、復旧、代替手段の確保【人事局】 ○選挙の執行管理【市町村】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の健康管理と安全確保【人事局】 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務事務システム運用【人事局】
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村支援に関する調整開始（職員派遣、行財政相談等）【人事局・市町村】 	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 	
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 	

※主な所管施設：大手前（本館・別館・分館6号館・新別館）・咲洲庁舎

関係機関：

システム：総務事務システム、住基ネット、庁内情報基盤システム、電子調達（入札）システム

④財務部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（府有財産など）の利用者の安全確認 【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 【財政】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【財政】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【財政】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 	<ul style="list-style-type: none"> ○起債償還、運用入出金手続、一時借入金調達【財政】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関連予算の執行協議調整開始【財政】 	
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設（管理物件）の仮復旧開始【財産活用】 	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○府税の減免措置の決定、広報【税務局】 	
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 	

※主な所管施設：府有財産、府税事務所

関係機関：

システム：税務情報システム

⑤府民文化部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（パスポートセンターなど）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【府文総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【府文総務】 ○府HPなどを使った災害広報の提供開始【府政情報】 ○来阪中の外国要人の安全確保【国際】 ○海外出張者一行への連絡【国際】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【府文総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○私立学校、府立大学等の被害状況等の情報収集【私学・大学】 ○応急生活物資の調達、安定供給及び情報収集・提供等に係る連絡調整【男女府民】 ○外国政府関係機関等との連絡調整【国際】 ○行政文書管理システムの状況確認、復旧（障害対応）又は代替手段の周知【府政情報】 	<ul style="list-style-type: none"> ○府民お問い合わせセンター運営【府政情報】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の被災状況に関する情報収集【国際】 ○外国人が必要とする情報の収集および外国人に対する行政情報の提供【国際】 ○海外からの支援団の活動支援の調整【国際】 ○通訳・翻訳業務の支援要請への対応【国際】 	
第4フェーズ (1週間まで)		
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 	
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 	

※主な所管施設：消費生活センター、日本万国博覧会記念公園、パスポートセンター、男女共同参画・青少年センター、国際会議場、文化施設（ワッハ上方等）
 関係機関：府立大学、私立学校、外国政府
 システム：府民お問い合わせセンター

⑥福祉部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<p>○初動対応、体制の確立</p> <p>○所管施設（修徳学院など）の利用者の安全確認 【各所管所属】</p> <p>（施設利用者の被災状況の把握を含む。）</p> <p>○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 【福祉総務】</p> <p>○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【福祉総務】</p>	
第2フェーズ (24時間まで)	<p>○所管施設の被害状況の把握【福祉総務】、報告及び 二次災害防止対策の実施【各所管所属】</p> <p>○災害福祉広域支援ネットワーク運用開始 【福祉総務】</p> <p>○被災者向けの緊急貸付（生活福祉資金貸付制度） 対応【地域福祉】</p> <p>○避難行動要支援者（障がい者・高齢者等）に係る状 況把握等【各所管所属】</p> <p>○社会福祉施設（保育所・児童養護施設・高齢者施 設・障がい者施設など）の被害状況の把握など 【各所管所属】</p>	
第3フェーズ (72時間まで)	<p>○義援金の受付開始【福祉総務】</p> <p>○福祉ニーズの把握、支援開始【各所管所属】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶人的支援や移送の必要性、要支援者の受け入れ調整等 ▶被災児童のこころのケアに向けた体制整備 ▶要支援者等に係る生活再建支援策検討 	<p>○福祉相談窓口設置【福祉総務】</p> <p>○手当支給 【障がい福祉室】</p>
第4フェーズ (1週間まで)	<p>○民生委員・児童委員の安否確認【地域福祉】</p>	<p>○生活保護等給付 【地域福祉】</p> <p>○（特別）児童扶養 手当支給 【子ども室】</p>
第5フェーズ (2週間まで)	<p>○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急 的に業務を再開するために実施する措置のことをい う。本格的な復旧作業の前段階。）開始</p>	
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<p>○被災所管施設の応急復旧</p>	

※主な所管施設：修徳学院、砂川厚生福祉センター等

関係機関：社会福祉施設（保育所・児童養護施設・高齢者施設・障がい者施設など）
システム：

⑦健康医療部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
<p>第1フェーズ (3時間まで)</p>	<p>○初動対応、体制の確立</p> <p>○所管施設（保健所など）の利用者の安全確認 【各所管所属】</p> <p>○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 【健医総務】</p> <p>○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【健医総務】</p> <p>○災害医療本部、DMAT調整本部、SCU本部、地域災害医療本部の設置、運営開始【医療対策、地域保健】</p> <p>○災害拠点病院・救急病院（二次・三次機関）など医療関係機関の被害状況の把握及び連絡調整【医療対策】</p> <p>○関係施設等の被害状況の把握【各所管所属】</p> <p>○医療救護班（DMAT含む）、ドクターヘリの派遣調整開始【医療対策】</p> <p>○感染症の発生状況及び動向に係る情報収集【医療対策】</p> <p>○毒物・劇物の漏洩事故の情報収集【薬務】</p> <p>○大阪広域水道震災対策中央本部（被害状況の把握、応急給水・復旧の応援要請、国・他府県等との連絡調整など）対応開始。【環境衛生】</p>	
<p>第2フェーズ (24時間まで)</p>	<p>○所管施設の被害状況の把握【健医総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】</p> <p>○後方医療活動の調整開始【医療対策】</p> <p>○医薬品等確保供給体制及び輸血用血液の確保(搬送体制を含む)【医療対策・薬務】</p> <p>○DPAT（こころのケアチーム）、保健師支援活動の派遣調整開始【地域保健】</p> <p>○粉ミルクの供出開始、食品製造施設、流通拠点等の衛生監視【食の安全】</p> <p>○生活用水の確保に係る情報収集（災害時協力井戸関係） 【環境衛生】</p> <p>○し尿処理施設の被害状況の把握及び収集運搬・処理に係る応援調整【環境衛生】</p>	
<p>第3フェーズ (72時間まで)</p>	<p>○保健師支援、DPAT及び心の健康相談等の活動開始 【地域保健】</p> <p>○国有ワクチン供給体制の把握【医療対策】</p> <p>○感染症指定医療機関（結核病指定医療機関を含む）等との連絡調整【医療対策】</p> <p>○避難所その他の臨時食事提供施設等の衛生監視 【食の安全】</p> <p>○広域火葬計画等に基づく支援調整開始【環境衛生】</p>	<p>○食中毒対策、不良食品の摘発、排除 【食の安全】</p>

第4フェーズ (1週間まで)	○大阪府看護協会による医療救護活動の開始 【保健医療企画】	○医薬品等の製造・販売等許認可【薬務】 ○薬剤師免許、登録販売者の販売従事者登録、毒物劇物取扱者登録【薬務】
第5フェーズ (2週間まで)	<u>○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始</u>	
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<u>○被災所管施設の応急復旧</u>	

※主な所管施設：保健所等、監察医事務所

関係機関：災害拠点病院、特定診療災害医療センター、大阪府医師会、
日本赤十字社大阪府支部など医療関係機関

システム：広域災害・救急医療情報システム、医療機関情報システム

⑧商工労働部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（技専校など）の利用者の安全確認 【各所管所属】（生徒の被災状況の把握を含む） ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 【商労総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【商労総務】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【商労総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○関係機関・団体等を通じた企業の被害状況等の情報収集【各所管所属】 	
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急物資（生活必需品）の調達斡旋【中小企業支援室（商業・サービス産業・ものづくり支援）】 	
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○応急建築資材（ブルーシート、土嚢等）の調達斡旋【商業・サービス産業】 	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において<u>急的に業務を再開するために実施する措置のこと</u>をいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○中小企業の災害関連相談の実施 【中小企業支援室】 ○中小企業の災害復旧等を支援するための融資制度の調整（国の動向により変動）【金融課】 	○大阪府債務整理サポートプラザにおける相談【金融】
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 ○被災者の就職支援の実施（国の措置・動向により変動）【労政】 	○貸金業登録【金融】

※主な所管施設：技専校、計量検定所、総合労働事務所

関係機関：近畿経済産業局、商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、金融機関、立地企業

システム：

⑨環境農林水産部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（中央卸売市場、自然公園など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【環農総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【環農総務】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設（廃棄物処分場・ため池等農業用施設・漁港施設など）の被害状況の把握【環農総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○林野火災、山地災害、地すべり、山崩れ等に関する情報収集【各所管所属】 ○高濃度ダイオキシン類汚染物の安全管理【環境保全】 ○市町村の廃棄物処理施設の被害状況の把握【資源循環】 ○食料（米穀・副食品）の調達斡旋開始【流通対策】 	
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村のごみ処理が適正に実施されるよう他市町村と調整【資源循環】 ○家畜飼料等の調達斡旋、家畜伝染病の予防とまん延防止、死亡畜の適正処理の実施、被災動物の保護・収容等【動物愛護】 ○化学物質取扱事業者における緊急事態の発生時の措置【環境保全】 ○各事業者が保管するPCB廃棄物の被災状況の把握等【事業所指導】 ○災害救助用食料備蓄関係団体等への供給要請【流通対策】 ○市町村からの食糧（精米等）要請に対する緊急引渡【流通対策】 ○生鮮食料品の調達斡旋開始【流通対策】 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災産業廃棄物処理業者の許可書再発行【循環型社推進】
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災、山地災害、地すべり、山崩れ等の被害箇所の応急復旧調整開始【各所管所属】 ○市町村から災害廃棄物等の発生状況と処理施設の余力等について情報収集【資源循環】 ○石綿飛散防止の確認【事業所指導】 	<ul style="list-style-type: none"> ○漁船登録票、漁業許可証再発行【水産】
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等の処理ブロック内・ブロック間応援体制の調整【資源循環】 ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理業許可に係る受付【循環型社推進】

	<u>に業務を再開するために実施する措置のことをいう。</u> <u>本格的な復旧作業の前段階。）開始</u>	○産業廃棄物不法投 棄対応 【循環型社推進】
第6 フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧 ○災害廃棄物等の全体処理計画策定着手【資源循環】 ○復旧工事に係る倒壊家屋の解体作業時の石綿飛散 防止【事業所指導】 ○応急仮設住宅用木材の調達斡旋開始【みどり推進】 ○被災農林水産業者の経営支援に係る相談対応 【各所管所属】	

※主な所管施設：中央卸売市場、花の文化園、農と緑の総合事務所、漁港、フェニックス
大阪府立環境農林水産総合研究所
関係機関：ガス充填スタンド、保管 PCB 廃棄物

⑩都市整備部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<p>○初動対応、体制の確立</p> <p>○水門・鉄扉等の閉鎖確認(津波、高潮の場合)</p> <p>○所管施設(府営公園など)の利用者の安全確認 【各所管所属】</p> <p>○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 【都整総務】</p> <p>○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【都整総務】</p>	<p>○水防活動※※ 【河川室】</p>
第2フェーズ (24時間まで)	<p>○所管施設(道路・河川・港湾・下水・公園など)の被害状況の把握【事業管理】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】</p> <p>○公共交通の運行状況の情報収集【交通道路室】</p> <p>○緊急交通路の確保および道路啓開作業の開始 【交通道路室】</p> <p>○広域避難地の安全性確保及び後方支援活動拠点の受入れ準備開始【公園】</p> <p>○災害時情報基盤(水防災システム・土砂災害等システム)の状況把握【河川室】</p>	
第3フェーズ (72時間まで)	<p>○他府県及び建設業界との応援等に係る連絡調整 【事業管理室】</p> <p>○所管施設の応急復旧必要箇所の把握と関係者調整 【各所管所属】</p>	
第4フェーズ (1週間まで)	<p>○所管施設の応急復旧必要箇所の対応状況の確認と関係者調整【各所管所属】</p>	<p>○道路管理※※ 【交通道路室】</p>
第5フェーズ (2週間まで)	<p>○被災所管施設(道路・河川・港湾・下水・公園など)の応急復旧(当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。)開始</p> <p>○災害時情報基盤(水防災システム・土砂災害等システム)の復旧【河川室】</p> <p>○第一次建築制限区域の指定に係る調整 【総合計画・市街地整備】</p> <p>○都市復興基本理念の策定【総合計画・市街地整備】</p>	<p>○河川管理※※ 【河川室】</p>
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<p>○被災所管施設の応急復旧</p>	

※主な所管施設：土木事務所等、

関係機関：建設業界

システム：水防災システム・土砂災害等システム、建設 CALS システム

※※業務発生次第実施

①住宅まちづくり部

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（府営住宅など）の利用者の安全確認 【住宅経営室】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 【住まち総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【住まち総務】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【住まち総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○市町営住宅等府内公的住宅（府営住宅を除く）の被害状況の把握【居住企画】 ○被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始等【建築防災、審査指導】 ○応急仮設建築物に対する規制緩和区域指定の検討開始【審査指導】 	
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）住まい情報提供室の設置・運営【居住企画】 ○府内外公営住宅等（民間賃貸住宅含む）の空き家情報の収集【居住企画、経営管理、建築振興】 	
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○府営住宅等（民間賃貸住宅の借り上げ等も含む）の空き家の調達斡旋調整開始【住宅経営室、建築振興】 ○応急仮設住宅建設候補地の実地調査開始、供給可能個数の把握等【住宅整備、経営管理】 	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において<u>応急的に業務を再開するために実施する措置のこと</u>をいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○被災市街地における建築制限区域の指定【審査指導】 ○被災住宅の応急修理及び住居障害物の除去【各担当課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業許可及び宅建業免許・新規受付【建築振興】
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 	

※主な所管施設：府営住宅

関係機関：建設業界

システム：

⑫会計局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【会計総務】 ○局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【会計総務】 ○財務会計（府費）システムの稼働状況確認・復旧等【会計総務】
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【会計総務】、報告及び二次災害防止対策の実施 ○指定（収納）代理金融機関との連絡調整・被災状況の把握【会計総務】 ○官庁会計（国費）システムの動作環境の確保等【会計総務】 ○府費の支払（緊急を要するもの）に関すること【会計総務】 ○小口支払基金の機関保有限度額の協議【会計指導】
第3フェーズ (72時間まで)	
第4フェーズ (1週間まで)	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○各システムの定時運用【会計総務】
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧

※主な所管施設：

関係機関：指定金融機関

システム：財務会計システム、官庁会計システム

⑬教育委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（府立学校等）の利用者の安全確認 【各所管所属】（児童生徒、教職員の被災状況の把握を含む。） ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【教委総務】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【教委総務】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【教委総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○市町村立学校園の被害状況の把握【小中学校、施設財務】 	
第3フェーズ (72時間まで)		
第4フェーズ (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省への被害状況等の報告【教委総務】 ○被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請等【小中学校、高等学校、支援教育】 	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○文部科学省に対する緊急要望【教委総務】 ○教育活動再開に向けた調整開始（教科書、教材、教職員の確保等）【高等学校、支援教育、小中学校、教職員室、施設財務】 ○給食設備等の安全確認、衛生管理【保健体育】 ○文化財の被害状況の把握、対応【文化財保護】 ○児童生徒の心のケア【小中学校、高等学校、支援教育】（スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの緊急派遣等） ○就学援助等に関する措置【支援教育、小中学校、施設財務】 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会会議【教委総務】 ○入学者選抜に関する調整【高等学校、支援教育】 ○生徒の進路に関する調整【高等学校、支援教育】
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 ○給食業務の再開【保健体育】 ○被災で他府県へ転出した児童・生徒の進路指導に関する連絡調整【小中学校、支援教育】 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談業務【小中学校】

※主な所管施設：体育会館、臨海スポーツセンター、漕艇センター、門真スポーツセンター、府立図書館、府立少年自然の家、教育センター、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、文化財センター

システム：学校総務サービスシステム

※学校における防災教育の手引き（改訂版）～大阪の子どもたちを災害から守るために～
大阪府教育委員会 平成26年3月作成も参照

⑭議会事務局

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【議会総務】 ○府議会議員の安否確認【議会総務】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【議会総務】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【議会総務】、報告及び二次災害防止対策の実施 ○府議会議員への情報提供等開始【議会総務】 	○正副議長秘書【議会総務】
第3フェーズ (72時間まで)		<ul style="list-style-type: none"> ○会派控室【議会調査】 ○政務調査【議会調査】
第4フェーズ (1週間まで)	○府議会議員の視察等に関する調整【議会総務】	
第5フェーズ (2週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始	
第6フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧	

⑮監査委員事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【監査第一】 ○監査委員の安否確認【監査第一】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【監査第一】
第2フェーズ (24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【監査第一】、報告及び二次災害防止対策の実施
第3フェーズ (72時間まで)	
第4フェーズ (1週間まで)	
第5フェーズ (2週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第6フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

⑩人事委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務	主な通常業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【任用審査】 ○人事委員の安否確認【任用審査】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【任用審査】 	
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施【任用審査】 	
第3フェーズ (72時間まで)		
第4フェーズ (1週間まで)		○職員採用試験関係
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 	
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧 	

⑪労働委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【総務調整】 ○労働委員会委員の安否確認【総務調整】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【総務調整】
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施【総務調整】
第3フェーズ (72時間まで)	
第4フェーズ (1週間まで)	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧

⑱ 収用委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>初動対応、体制の確立</u> ○<u>事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告</u> ○収用委員の安否確認 ○<u>事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整</u>
第2フェーズ (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施</u>
第3フェーズ (72時間まで)	
第4フェーズ (1週間まで)	
第5フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始</u>
第6フェーズ (1ヶ月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>被災所管施設の応急復旧</u>